

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について</p> <p>(昭和 35 年 4 月 14 日) (医発第 293 号) 最終改正平成 30 年 12 月 10 日 (各都道府県知事宛厚生省医務局長通知)</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許、籍（名簿）訂正、登録の抹消（消除）並びに免許証の書換え及び再交付の申請手続については関係法令により定められているところであるが、各手続の事務処理の詳細については、別紙取扱要領により処理されたく願います。</p> <p>なお、別添 1 及び 2 の審査要領についても、事務処理上の参考に供されたい。</p> <p>(別紙) 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許申請等の取扱要領</p> <p>第一 共通事項 1 申請書の記入等 (1) ～ (2) (略) (3) 氏名(ふりがなも記入させること。)は住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。）又は戸籍に記載されている文字を正確に記入させること。 ただし、外国籍の者の場合、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）は住民票、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者（以下「短期在留者」という。）は旅券その他身分を証する書類に記載されている文字を正確に記入させること。（以下同じ。） なお、外国籍の者であって、住民票に記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者については、籍（名簿）への登録を希望するいずれかの文字の氏名を記入させること（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。 また、住民票に通称名が記載されている者で免許証の氏名に通称名の併記を希望する者については通称名欄に通称名を記入させること。</p>	<p>医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について</p> <p>(昭和 35 年 4 月 14 日) (医発第 293 号) (最終改正平成 30 年 2 月 26 日) (各都道府県知事宛厚生省医務局長通知)</p> <p>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許、籍（名簿）訂正、登録の抹消（消除）並びに免許証の書換え及び再交付の申請の手続については関係法令により定められているところであるが、<u>十分徹底しない点もあり、更に細部にわたっては統一を欠く向もある</u>ので、今後免許等の申請の進達に当っては別紙取扱要領により処理されたく願います。</p> <p>なお、別添審査要領を送付するから、事務処理上の参考に供されたい。</p> <p>(別紙) 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師（免許申請を除く）、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許申請等の取扱要領</p> <p>第一 共通事項 1 申請書の記入等 (1) ～ (2) (略) (3) 氏名(ふりがなも記入させること。)は戸籍（出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）は住民票、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者（以下「短期在留者」という。）は旅券その他身分を証する書類とする。（以下同じ。）に記載されている文字を正確に記入させること。</p> <p>なお、外国籍の者であって、住民票に記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者については、籍（名簿）への登録を希望するいずれかの文字の氏名を記入させること。</p> <p>また、住民票に通称名が記載されている者で免許証の氏名に通称名の併記を希望する者については通称名欄に通称名を記入させること。</p>

更に、免許証の氏名に旧姓（戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている従前の氏名。以下同じ。）の併記を希望する者については、申請書の旧姓欄に旧姓を記入させること。

(4)～(5) (略)

2 登録免許税等の納付の確認

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 添付書類の有効期間

(1)～(2) (略)

(3) 以下の各申請書に添付する必要書類は、発行の日から6か月以内のものとする。

・免許申請書

住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本

・籍（名簿）訂正申請書若しくは免許証書換え交付申請書

戸籍謄本又は戸籍抄本

また、外国籍の者が添付することを要する書類のうち、公的機関が発行したもの又は都道府県において原本と相違ない旨の証明を行ったものは、発行の日又は証明の日から6か月以内のものとする。

ただし、記載事項に変更のないことが認められる場合は6か月を超えていても差支えないが、この場合には、本人の申立書及び都道府県の意見書を添付すること。

(4) 再交付申請書には発行の日から6か月以内の住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添付させること。

また、短期在留者にあつては、旅券その他身分を証する書類のうち公的機関が発行したもの又は都道府県において原本と相違ない旨の証明を行ったものは、発行の日又は証明の日から6か月以内のものとする。

ただし、記載事項に変更のないことが認められる場合は6か月を超えていても差支えないが、この場合には、本人の申立書及び都道府県の意見書を添付すること。

5 戸籍記載事項証明書等の使用禁止

(1) 免許申請及び再交付申請において住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本に代わるものとして、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書の使用は認めないこと。

(2) 籍（名簿）訂正申請書若しくは免許証書換え交付申請書に添付することを要する戸籍謄本又は戸籍抄本に代わるものとして、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書若しくは住民票の写しの使用は認めないこと。なお、市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明と読み替える。（以下同じ。）

6 免許証の書換え交付申請の特例

籍（名簿）の訂正申請又は再交付申請と併せて書換え交付申請を同時に行う場合は、添付することを要する戸籍謄本又は戸籍抄本は一通で差支えないこと（外国籍の者が添付する書類についても同様の取扱いとすること。）。

7 (略)

8 罰金以上の刑に処せられた者又は申請職種業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者の免許申請

免許の申請者が医師法(昭和23年法律第201号)第4条、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第4条、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)(以下「保助看法」という。)第9条、診療放射線技師法(昭和

(4)～(5) (略)

2 登録免許税の納付の確認等

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 添付書類の有効期間

(1)～(2) (略)

(3) 免許申請書又は籍（名簿）訂正申請書若しくは免許証書換え交付申請書に添付することを要する戸籍謄本又は戸籍抄本は、発行の日から6か月以内のものとする。

また、外国籍の者が添付することを要する書類のうち、公的機関が発行したもの又は都道府県において原本と相違ない旨の証明を行ったものは、発行の日又は証明の日から6か月以内のものとする。

ただし、記載事項に変更のないことが認められる場合は6か月を超えても差支えないが、この場合には、本人の申立書及び都道府県の意見書を添付すること。

(4) 再交付申請書には発行の日から6か月以内の住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。）又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添付させること。

また、短期在留者にあつては、旅券その他身分を証する書類のうち公的機関が発行したもの又は都道府県において原本と相違ない旨の証明を行ったものは、発行の日又は証明の日から6か月以内のものとする。

ただし、記載事項に変更のないことが認められる場合は6か月を超えても差支えないが、この場合には、本人の申立書及び都道府県の意見書を添付すること。

5 戸籍記載事項証明書等の使用禁止

免許申請書又は籍（名簿）訂正申請書若しくは免許証書換え交付申請書に添付することを要する戸籍謄本又は戸籍抄本に代わるものとして、戸籍記載事項証明書又は住民票謄本若しくは住民票抄本の使用は認めないこと。なお、市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明と読み替える。（以下同じ。）

また、再交付申請において戸籍謄本又は戸籍抄本を添付する場合も戸籍記載事項証明書の使用は認めないこと。

6 免許証の書換え交付申請の特例

籍（名簿）の訂正申請と併せて書換え交付申請を同時に行う場合は、添付することを要する戸籍謄本又は戸籍抄本は一通で差支えないこと。（外国籍の者が添付する書類についても同様の取扱いとすること。）

7 (略)

8 罰金以上の刑に処せられた者又は申請職種業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者の免許申請

免許の申請者が医師法(昭和23年法律第201号)第4条、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第4条、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)(以下「保助看法」という。)第9条、診療放射線技師法(昭和

26 年法律第 226 号) 第 4 条、臨床検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) 第 4 条、理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号) 第 4 条又は視能訓練士法 (昭和 46 年法律第 64 号) 第 4 条に規定する罰金以上の刑に処せられた者又は申請職種 of 業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者に該当する場合は、その概要、免許を付与することの適否についての意見その他参考となる書類を添付すること。具体的には次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 申請職種の業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者

- ・都道府県又は管轄保健所の意見書
- ・申請職種の業務に関する犯罪又は不正の行為の事実関係が確認できる書類 (注)
- ・反省文 (任意様式) (注)
- ・医療機関等において申請職種の業務に関する犯罪又は不正の行為が行われていた場合は、医療機関等の意見書 (注)

(注) 複数の職種の免許申請を行う場合、申請職種の業務に関する犯罪又は不正の行為の事実関係が確認できる書類、反省文及び医療機関等において申請職種の業務に関する犯罪又は不正の行為が行われていた場合の医療機関等の意見書については、原本に加えて写しの提出も可能であること。なお、写しを提出する場合には、都道府県において原本と相違ない旨の証明を附し、必ず証明年月日、証明者の所属部局名及び役職氏名 (印を押捺すること。) を明記すること。

9～11 (略)

12 登録の抹消 (削除) に関する調査

死亡又は失踪の理由以外の理由による登録の抹消 (削除) 申請があった場合には、申請者に関して犯罪又は不正の事実があるか等について調査した上で、都道府県の意見を具して進達すること。

13 死亡等の理由による登録の抹消 (削除) 申請書の添付書類

死亡又は失踪の理由による登録の抹消 (削除) 申請の場合は、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは失踪宣言を証する書類を添付させること。

なお、死亡診断書及び死体検案書は写しの使用も可能であること。なお、写しを添付する場合には、都道府県において原本と相違ない旨の証明を附し、必ず証明年月日、証明者の所属部局及び役職名 (印を押捺すること。) を明記すること。

14 (略)

15 登録済証明書

申請者が、登録済証明書の発行を希望する場合は、以下の事項に留意すること。

イ 原則として、厚生労働省から配布する所定の登録済証明書用はがきを使用させること。また、所定のはがきを紛失等した場合には、白紙のはがきを使用させること。

ロ 裏面 (証明書面) は氏名欄のみ記入させること。また、紛失等により白紙のはがきを使用する場合には、裏面は白紙のまま提出させること。

ハ 郵送料分の切手を貼付させること。

ニ 表面には確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入させること。特に申請後に就職等による転居予定がある場合等については、申請者に注意喚起を行うこと。

ホ 申請職種と登録済証明書の職種が一致しているか確認すること。

26 年法律第 226 号) 第 4 条、臨床検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) 第 4 条、理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号) 第 4 条又は視能訓練士法 (昭和 46 年法律第 64 号) 第 4 条に規定する罰金以上の刑に処せられた者又は申請職種の業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者に該当する場合は、その概要、免許を付与することの適否についての意見その他参考となる書類を添付すること。具体的には次のとおりとすること。

イ (略)

ロ 申請職種の業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者

- ・都道府県又は管轄保健所の意見書
- ・申請職種の業務に関する犯罪又は不正の行為の事実関係が確認できる書類
- ・反省文 (任意様式)
- ・医療機関等において申請職種の業務に関する犯罪又は不正の行為が行われていた場合は、医療機関等の意見書

9～11 (略)

12 登録の抹消 (削除) に関する調査

死亡又は失踪の理由以外の理由による登録の抹消 (削除) 申請があった場合には、申請者に関して犯罪又は不正の事実があるかどうかについて調査し、あるときはその旨及び都道府県の意見を具して進達すること。

13 死亡等の理由による登録の抹消 (削除) 申請書の添付書類

死亡又は失踪の理由による登録の抹消 (削除) 申請の場合は、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは失踪宣言を証する書類を添付させること。

14 (略)

15 登録済証明書

登録済証明書の発行を希望する場合は、登録済証明書を添付させること。なお、登録済証明書を添付させる場合の留意事項は次のとおりであること。

イ 所定の登録済証明書用はがきを使用させること。

ロ 裏面 (証明書面) は氏名欄のみ記入させること。

ハ 郵送料分の切手を貼付させること。

ニ 表面には確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入させること。

ホ 申請職種と登録済証明書の職種が一致しているか確認すること。

第二 従前の規定又は戦後引揚者による医師及び歯科医師の免許申請について

1 従前の規定により免許を受けることができる者の免許手続

医師法第 41 条又は歯科医師法第 42 条の規定に該当する者の免許申請の手続は、昭和 21 年 9 月改正前の国民医療法施行規則(昭和 17 年厚生省令第 48 号)(以下「国民医療規則」という。)の例によるものであるが、国民医療規則第 5 条第 3 号に規定する書面はこれを添付することができない事情にあり、かつ、免許の欠格事由についても若干現行法規と相違ある点があるので国民医療規則第 5 条第 1 項の申請書に以下の書類を添付させるよう取扱うこと。

なお、国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和 21 年勅令第 402 号)附則第 2 項に規定する昭和 21 年 9 月 1 日までに申請ができなかったやむを得ない理由の理由書は添付させること。

イ～ハ (略)

2 (略)

第三 (略)

[別添 1]

医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領

第一 免許申請について

1 申請書は医師法施行令(以下「医師令」という。)第 3 条又は歯科医師法施行令(以下「歯科令」という。)第 3 条の規定により受理して差支えないか。

2 関係書類は洩れなく添付されているか。

イ (略)

ロ 住民票の写し(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。)又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本(市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。(以下同じ。))

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。

なお、申請書において出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合若しくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。

ハ～ニ

3 申請書は様式に合致しているか。(医師法施行規則第 1 号書式又は歯科医師法施行規則第 1 号書式。ただし旧様式による申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。)

4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ (略)

ロ 本籍(外国籍の者の場合は国籍。(以下同じ。))、氏名及び生年月日は住民票の写し又は戸籍謄本若

第二 従前の規定又は戦後引揚者による医師及び歯科医師の免許申請について

1 従前の規定により免許を受けることができる者の免許手続

医師法第 41 条又は歯科医師法第 42 条の規定に該当する者の免許申請の手続は、昭和 21 年 9 月改正前の国民医療法施行規則(昭和 17 年厚生省令第 48 号)(以下「国民医療規則」という。)の例によるものであるが、国民医療規則第 5 条第 3 号に規定する書面はこれを添付することができない事情にあり、かつ、免許の欠格事由についても若干現行法規と相違ある点があるので国民医療規則第 5 条第 1 項の申請書に下記の書類を添付させるよう取扱うこと。

なお、国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和 21 年勅令第 402 号)附則第 2 項に規定する昭和 21 年 9 月 1 日までに申請ができなかったやむを得ない理由の理由書は添付させること。

記

イ～ハ (略)

2 (略)

第三 (略)

[別添 1]

医師及び歯科医師の免許申請書等の審査要領

第一 免許申請について

1 申請書は医師法施行令(以下「医師令」という。)第 3 条又は歯科医師法施行令(以下「歯科令」という。)第 3 条の規定により受理して差支えないか。(住所地は管轄行政区域であるか。)

2 関係書類は洩れなく添付されているか。

イ (略)

ロ 戸籍謄本又は戸籍抄本(市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。(以下同じ。))

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。)、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。

ハ～ニ

3 申請書は様式に合致しているか。(医師法施行規則第 1 号書式又は歯科医師法施行規則第 1 号書式)

4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ (略)

ロ 本籍(外国籍の者の場合は国籍。(以下同じ。))、氏名及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致

しくは戸籍抄本と合致するか。特に、氏名には留意すること。

ハ (略)

ニ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字(仮名を含む)で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか(選択しなかった文字を通称名として記載することは不可)。

ホ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

※ 特に、上記二に該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。

ヘ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

ト 申請年月日及び申請者印(氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可)は脱洩していないか。

チ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

5 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。

イ (略)

ロ 額の過不足はないか。

(注) 「取扱要領」第一の第2項第3号参照

ハ～ニ (略)

6 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本に不備な点はないか。

イ 住民票の写しについては、本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載され、個人番号が記載されていないか。

ロ 戸籍謄本又は戸籍抄本については、本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ハ 謄本及び抄本であること及び認証する旨が明記されているか。

ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ホ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

ヘ 出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合、変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

(注) 誤って住民票の写しが添付されていないかを特に注意すること。

ト 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、記入されている旧姓と合致する戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

7～8 (略)

第二 籍訂正申請について

1 申請書は医師令第5条第2項又は歯科令第5条第2項の規定により受理して差支えないか。

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字(仮名を含む)で併記されている者

するか。特に、氏名には留意すること。

ハ (略)

ニ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字(仮名を含む)で併記されている者の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか。

ホ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

ヘ 申請年月日及び申請者印(氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可)は脱洩していないか。

ト 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

5 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。

イ (略)

ロ 額の不足はないか。

(注) 「取扱要領」第一の第2項第3号参照

ハ～ニ (略)

6 戸籍謄本又は戸籍抄本に不備な点はないか。

イ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ロ 謄本及び抄本であること及び認証する旨が明記されているか。

ハ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ニ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

ホ 出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合、変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

7～8 (略)

第二 籍訂正申請について

1 申請書は医師令第5条第2項又は歯科令第5条第2項の規定により受理して差支えないか。(住所は管轄行政区域であるか。)

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字(仮名を含む)で併記されている者

の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。

ニ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

ホ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

△ 訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。

ト 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

チ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

4 (略)

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。

ロ 変更事由が発生した日以降に、戸籍の改製が行われている場合、改製原戸籍を添付すること。

ハ 本籍及び筆頭者氏名（旧戸籍法による場合は、戸主）の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ニ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。

ホ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

△ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

6 籍訂正申請のみを希望する場合は、都道府県において原本と相違ない旨の証明を行った免許証の写しを添付させること。なお、その場合、免許証の原本を添付することのないよう留意すること。

7 申請書は医師令第5条第1項又は歯科令第5条第1項に規定する期限内(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内)に提出されているか。

(注) 遅延している場合は「取扱要領」の第一の10項参照

第三 登録の抹消申請について

(注) 「取扱要領」第一の第12、13項参照

1 申請書は医師令第6条第1項又は歯科令第6条第1項の規定により受理して差支えないか。

2～3 (略)

4 申請の理由がその他の場合、申請者に関して犯罪又は不正の事実があるか等について調査した上で、都道府県の意見を具して進達すること。

第四 免許証書換え交付申請について

1 申請書は医師令第8条第2項又は歯科令第8条第2項の規定により受理して差支えないか。

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

の場合、医籍又は歯科医籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか。

ニ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

ホ 訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。

△ 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

ト 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

4 (略)

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 何時、どのような理由により、誰の戸籍から入籍等したものであるか等明らかであるか。

ロ 本籍及び筆頭者氏名（旧戸籍法による場合は、戸主）の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ハ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。

ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ホ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

6 申請書は医師令第5条第1項又は歯科令第5条第1項に規定する期限内(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内)に提出されているか。

(注) 遅延している場合は「取扱要領」の第一の10項参照

第三 登録の抹消申請について

(注) 「取扱要領」第一の第12、13項参照

1 申請書は医師令第6条第1項又は歯科令第6条第1項の規定により受理して差支えないか。(住所は管轄行政区域であるか。)

2～3 (略)

第四 免許証書換え交付申請について

1 申請書は医師令第8条第2項又は歯科令第8条第2項の規定により受理して差支えないか。(住所は管轄行政区域であるか。)

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

三 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

ホ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

4 （略）

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。また、免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、申請書の旧姓欄に記載された旧姓の確認を行うことが可能か。

ロ～ホ （略）

6 （略）

第五 免許証再交付申請について

（注） 「取扱要領」第一の第14項参照

1 申請書は医師令第9条第2項又は歯科令第9条第2項の規定により受理して差支えないか。

2 （略）

3 住民票の写し（本籍が記載され、個人番号が記載されていないものに限る。）又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されているか。

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し（国籍等が記載されたものに限る。）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類が添付されているか。

4 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 発行後6か月を経過していないか。

5 都道府県の意見書が添付されているか。

6 き損の理由により再交付を申請する場合は、き損した免許証が添付されているか。

7 納付する手数料に不備、不審な点はないか。

イ～ニ （略）

〔別添2〕

保健師助産師及び看護師の免許申請書等の審査要領

第一 免許申請について

1 申請書は保健師助産師看護師法施行令（以下「令」という。）第1条の3第1項又は保健師助産師看護師法施行規則（以下「規則」という。）附則第6項の規定により受理して差支えないか。

2 関係書類は洩れなく添付されているか。

イ 保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第7条の規定により申請する場合（国家試験合格の資格をもって申請する場合）

・ 国家試験合格証書の写し又は合格証明書

ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。

ハ 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

ニ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

4 （略）

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。

ロ～ホ （略）

6 （略）

第五 免許証再交付申請について

（注） 「取扱要領」第一の第14項参照

1 申請書は医師令第9条第2項又は歯科令第9条第2項の規定により受理して差支えないか。（住所地は管轄行政区域であるか。）

2 （略）

3 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されているか。

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類が添付されているか。

4 き損の理由により再交付を申請する場合は、き損した免許証が添付されているか。

5 納付する手数料に不備、不審な点はないか。

イ～ニ （略）

〔別添2〕

保健師助産師及び看護師の免許申請書等の審査要領

第一 免許申請について

1 申請書は保健師助産師看護師法施行令（以下「令」という。）第1条の3第1項又は保健師助産師看護師法施行規則（以下「規則」という。）附則第6項の規定により受理して差支えないか。（住所地は管轄行政区域であるか。）

2 関係書類は洩れなく添付されているか。

イ 保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第7条の規定により申請する場合（国家試験合格の資格をもって申請する場合）

・ 国家試験合格証書の写し又は合格証明書

ただし、申請書に合格した国家試験の施行年月、回数、受験地及び受験番号を記入した場合はこの限りでない。

・住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。）又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本（市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。（以下同じ。））

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。

なお、申請書において出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合又は免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。

・医師の診断書

・旧規則による保健婦、助産婦又は看護婦の場合は保健婦免状写し、助産婦名簿謄本又は看護婦免状写し

ロ 法第51条第3項、第52条第3項又は第53条第3項の規定により申請する場合

・保健婦免状写し、助産婦名簿謄本又は看護婦免状写し

・住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本

・医師の診断書

3 申請書は様式に合致しているか。（保助看規則第1号様式又は保助看規則第1号の2様式又は保助看規則第1号の3様式。ただし旧様式による申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。）

4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ （略）

ハ 本籍（外国籍の者の場合は国籍。（以下同じ。））、氏名及び生年月日は住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本と合致するか。特に氏名には留意すること。

ニ （略）

ホ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、保健師籍又は助産師籍若しくは看護師籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可）。

ヘ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

※ 特に、上記ホに該当する者の場合、氏名欄及び通称名欄の双方に氏名が記載されている誤りがあるため注意すること。

ト 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

チ 保健婦免状の下付、助産婦名簿の登録又は看護婦免状の下付年月日は当該免状写しの下付又は謄本の登録年月日と合致するか。

（注）「取扱要領」第三の第3項参照

リ 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

ヌ 記入事項を訂正している場合は申請者の訂正印が押捺されているか。

5 （略）

6 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本に不備な点はないか。

イ 住民票の写しについては、本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載され、個人番号が記載されていない

・戸籍謄本又は戸籍抄本（市区町村の戸籍事務がコンピューター化されている場合は、戸籍謄本は戸籍全部事項証明、戸籍抄本は戸籍個人事項証明とする。（以下同じ。））

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。以下同じ。）、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類の写し。

・医師の診断書

・旧規則による保健婦、助産婦又は看護婦の場合は保健婦免状写し、助産婦名簿謄本又は看護婦免状写し

ロ 法第51条第3項、第52条第3項又は第53条第3項の規定により申請する場合

・保健婦免状写し、助産婦名簿謄本又は看護婦免状写し

・戸籍謄本又は戸籍抄本

・医師の診断書

3 申請書は様式に合致しているか。（保助看規則第1号様式又は保助看規則第1号の2様式又は保助看規則第1号の3様式）

4 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ （略）

ハ 本籍（外国籍の者の場合は国籍。（以下同じ。））、氏名及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。特に氏名には留意すること。

ニ （略）

ホ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字（仮名を含む）で併記されている者の場合、保健師籍又は助産師籍若しくは看護師籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか。

ヘ 外国籍の者で免許証に氏名と通称名の併記を希望する者の場合、通称名欄に通称名が記入されているか。記入されている通称名が住民票の写しと合致するか。

ト 保健婦免状の下付、助産婦名簿の登録又は看護婦免状の下付年月日は当該免状写しの下付又は謄本の登録年月日と合致するか。

（注）「取扱要領」第三の第3項参照

チ 申請年月日及び申請者印（氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可）は脱洩していないか。

リ 記入事項を訂正している場合は申請者の訂正印が押捺されているか。

5 （略）

6 戸籍謄本又は戸籍抄本に不備な点はないか。

いか。

ロ 戸籍謄本又は戸籍抄本については、本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ハ 謄本又は抄本である事及び認証する旨が明記されているか。

ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ホ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

ヘ 出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合、変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

(注) 誤って住民票の写しが添付されていないかを特に注意すること。

ト 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、記入されている旧姓と合致する戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

7 (略)

第二 籍訂正申請について

1 申請書は令第3条第5項の規定により受理して差支えないか。

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字(仮名を含む)で併記されている者の場合、保健師籍又は助産師籍若しくは看護師籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか(選択しなかった文字を通称名として記載することは不可)。

ニ (略)

ホ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

ヘ 訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。

ト 申請年月日及び申請者印(氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可)は脱洩していないか。

チ 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

4 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。

イ (略)

ロ 額の過不足はないか。

(注) 「取扱要領」第一の第2項第3号参照

ハ～ニ (略)

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。

ロ 変更事由が発生した日以降に、戸籍の改製が行われている場合、改製原戸籍を添付すること。

ハ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ニ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。

ホ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ヘ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

イ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ロ 謄本又は抄本である事及び認証する旨が明記されているか。

ハ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ニ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

ホ 出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合、変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。

7 (略)

第二 籍訂正申請について

1 申請書は令第3条第5項の規定により受理して差支えないか。(就業地は管轄行政区域であるか。)

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 外国籍の者で住民票の写しに記載されている氏名がローマ字と漢字(仮名を含む)で併記されている者の場合、保健師籍又は助産師籍若しくは看護師籍への登録を希望するいずれかの文字の氏名となっているか。

ニ (略)

ホ 訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。

ヘ 申請年月日及び申請者印(氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可)は脱洩していないか。

ト 記入事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押捺されているか。

4 納付する登録免許税に不備、不審な点はないか。

イ (略)

ロ 税額の過不足はないか。

(注) 「取扱要領」第一の第2項第3号参照

ハ～ニ (略)

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 何時、どのような理由により、誰の戸籍から入籍等したものであるか等が明らかであるか。

ロ 本籍及び筆頭者氏名(旧戸籍法による場合は、戸主)の記載により正しく戸籍が表示されているか。

ハ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。

ニ 認証者の職氏名及び職印は脱洩していないか。

ホ 発行後6か月を経過していないか。

(注) 経過している場合は「取扱要領」第一の第4項第3号参照

6 籍訂正申請のみを希望する者は、都道府県において原本と相違ない旨の証明を行った免許証の写しを添付させること。なお、その場合、免許証の原本を添付することのないよう留意すること。

7 申請書は令第3条第1項又は第2項に規定する期限内(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内)に提出されているか。

(注) 遅延している場合は「取扱要領」第一の第10項参照

第三 登録の抹消申請について

(注) 「取扱要領」第一の第12、13項参照

1 申請書は令第4条第3項又は第5条第2項の規定により受理して差支えないか。

2～3 (略)

4 申請の理由がその他の場合、申請者に関して犯罪又は不正の事実があるか等について調査し、都道府県の意見を具して進達すること。

第四 免許証書換え交付申請について

1 申請書は令第4条第3項又は第5条第2項の規定により受理して差支えないか。

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、旧姓欄に旧姓が記入されているか。また、記入されている旧姓が添付の戸籍謄本又は戸籍抄本に記載された旧姓と合致するか。

ニ 申請年月日及び申請者印(氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可)は脱洩していないか。

ホ 記入事項を訂正している場合は申請者の訂正印が押捺されているか。

4 (略)

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。

また、免許証の氏名に旧姓の併記を希望する者の場合、申請書の旧姓欄に記載された旧姓の確認を行うことが可能か。

ロ～ホ (略)

6 免許証が添付されているか。

免許証は表面が外側になるように、中央で二つ折りにして「〇〇免許証」とある面を上にして添付すること。

第五 免許証再交付申請について

(注) 「取扱要領」第一の第14項参照

1 申請書は令第7条第6項の規定により受理して差支えないか。

2 (略)

3 住民票の写し(本籍が記載され、個人番号が記載されていないものに限る。)又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されているか。

6 申請書は令第3条第1項又は第2項に規定する期限内(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内)に提出されているか。

(注) 遅延している場合は「取扱要領」第一の第10項参照

第三 登録の抹消申請について

(注) 「取扱要領」第一の第12、13項参照

1 申請書は令第4条第3項又は第5条第2項の規定により受理して差支えないか。(就業地は管轄行政区域であるか。)

2～3 (略)

第四 免許証書換え交付申請について

1 申請書は令第4条第3項又は第5条第2項の規定により受理して差支えないか。(就業地は管轄行政区域であるか。)

2 (略)

3 申請書の記入事項に誤り又は記入洩れがないか。

イ～ロ (略)

ハ 申請年月日及び申請者印(氏名欄が本人自筆の署名であれば押印省略可)は脱洩していないか。

ニ 記入事項を訂正している場合は申請者の訂正印が押捺されているか。

4 (略)

5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。

イ 免許証記載の本籍地都道府県名、氏名又は生年月日の変更経過が明らかであるか。

ロ～ホ (略)

6 免許証が添付されているか。

免許証は表面が外側になるように、中央で二つ折りにして「〇〇免許証」とある面を上にして添付すること。

第五 免許証再交付申請について

(注) 「取扱要領」第一の第14項参照

1 申請書は令第7条第6項の規定により受理して差支えないか。(就業地は管轄行政区域であるか。)

2 (略)

3 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本が添付されているか。

ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し、短期在留者は旅券その他の身

<p>ただし、外国籍の者の場合、中長期在留者及び特別永住者は住民票の写し(国籍等が記載されたものに限る。)、短期在留者は旅券その他の身分を証する書類が添付されているか。</p> <p>4 住民票の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。また、不備な点はないか。</p> <p>イ 発行後6か月を経過していないか。</p> <p>5 都道府県の意見書が添付されているか。</p> <p>6 き損の理由により再交付を申請する場合はき損した免許証が添付されているか。</p> <p>7 納付する手数料に不備、不審な点はないか。</p> <p>イ 申請書には手数料に相当する額の収入印紙が貼付されているか。また、不正使用の疑いはないか。</p> <p>ロ 額の過不足はないか。</p> <p>ハ 申請者が消印していないか。 (注) 消印している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</p> <p>ニ 汚染又はき損していないか。 (注) 汚染又はき損している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照</p> <p>[別添3] (略)</p>	<p>分を証する書類が添付されているか。</p> <p>4 き損の理由により再交付を申請する場合はき損した免許証が添付されているか。</p> <p>5 納付する手数料に不備、不審な点はないか。</p> <p>イ 申請書には手数料に相当する額の収入印紙が貼付されているか。また、不正使用の疑いはないか。</p> <p>ロ 額の過不足はないか。</p> <p>ハ 申請者が消印していないか。 (注) 消印している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ハ参照</p> <p>ニ 汚染又はき損していないか。 (注) 汚染又はき損している場合は「取扱要領」第一の第2項第2号ニ参照</p> <p>[別添3] (略)</p>
---	---